

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険税賦課に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による課税標準・税額の決定、納税の告知若しくは地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルを利用している事務は以下のとおり。</p> <p>①国民健康保険税の賦課に関する事務 ②国民健康保険税の減免に関する事務 ③特例対象被保険者に係る国民健康保険税の軽減に関する事務 ④特別徴収義務者との情報交換に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85)の2,8,7,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(27の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国民健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富津市市民部国民健康保険課国保資格給付係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1271

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	課長 渡邊 房男	課長 尾形 卓信	事後	
平成30年6月29日	I-5-②所属長	課長 尾形 卓信	課長	事後	
令和1年5月17日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和2年5月28日	I.1.②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき国民健康保険税の賦課に関する事務を実施している。</p> <p>:被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>・世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況を把握し自己負担を決定している。</p>	<p>地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による課税標準・税額の決定、納税の告知若しくは地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを利用している事務は以下のとおり。</p> <p>①国民健康保険税の賦課に関する事務 ②国民健康保険税の減免に関する事務 ③特例対象被保険者に係る国民健康保険税の軽減に関する事務 ④特別徴収義務者との情報交換に関する事務</p>	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	I.3.個人番号の利用	<p>番号法第9条第1項 別表第一 16, 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>	事後	内容を見直したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	I.4.②.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109の項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(27の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	I.7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話1439-80-1271	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1271	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話1439-80-1271	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1271	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	II.1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	II.2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和3年9月1日	I.4.②.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年6月23日	I.7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	事後	組織体制の変更のため
令和4年6月23日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	富津市健康福祉部国民健康保険課国保資格給付係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	事後	組織名称の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月29日	I.5①評価実施機関における担当部署	健康福祉部健康福祉部国民健康保険課	市民部国民健康保険課	事後	組織体制の変更のため
令和5年6月29日	I.7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1271	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1209	事後	組織体制の変更のため
令和5年6月29日	I.8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富津市健康福祉部国民健康保険課国保資格給付係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1271	富津市市民部国民健康保険課国保資格給付係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1271	事後	組織体制の変更のため
令和5年6月29日	II.1対象人数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和5年6月29日	II.2取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和6年7月5日	II.1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	被保険者数の変動のため
令和6年7月5日	II.1対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和6年7月5日	II.2取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和6年7月5日	I.1.②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による課税標準・税額の決定、納税の告知若しくは地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを利用している事務は以下のとおり。</p> <p>①国民健康保険税の賦課に関する事務 ②国民健康保険税の減免に関する事務 ③特例対象被保険者に係る国民健康保険税の軽減に関する事務 ④特別徴収義務者との情報交換に関する事務</p>	<p>地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による課税標準・税額の決定、納税の告知若しくは地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを利用している事務は以下のとおり。</p> <p>①国民健康保険税の賦課に関する事務 ②国民健康保険税の減免に関する事務 ③特例対象被保険者に係る国民健康保険税の軽減に関する事務 ④特別徴収義務者との情報交換に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	事後	内容を見直したため